

## 法学部

### 教育研究上の目的

本学部は、社会に対する深い洞察力を持ち、紛争の予防又は解決の手段としての法制度の設計とその運用の基礎的能力を備え、調和ある社会の形成と社会正義の実現に積極的に取り組む人材の育成を目的とする。

### 教育目標

本学の教育目標及び本学部の教育研究上の目的等を踏まえ、法学部では、社会に対する深い洞察力を持ち、紛争の予防又は解決の手段としての法制度の設計とその運用の基礎的能力を備え、調和ある社会の形成と社会正義の実現に積極的に取り組む人材の育成を最終目標とします。

多様な価値観が交錯し、複雑化を増す現代社会にあっては、紛争の予防と解決のための手続・手段がより高度かつ専門的なものとなってきています。また近年、司法制度改革、介護保険制度や成年後見制度の発足、会社法制定、地方分権改革の推進、震災などの緊急事態への対応、内外の政治経済関係の変化等、私たちを取り巻く社会と政治・行政・法律制度は大きな変容を遂げています。本学部では、人が社会を構成し活動していくうえでのルールや制度である法律、政治、行政を教育対象としますが、それぞれの学問内容も、これらの変化に応じてより深く、高度になっています。

このような現代社会において活躍できる人材の育成を図るためには、豊かな教養と国際感覚、法学・政治学について入門から応用にいたる知識の獲得を目指した教育が必要となります。そのため、法学・政治学について入門科目から応用展開科目へと順次性・体系性を備えたカリキュラムを用意し、初年次には基礎知識の修得に主眼を置き、上位年次において先端的課題に取り組むための汎用力を養成し、また、基礎理論を掘り下げて研究するための出発点として必要な能力を涵養します。そして諸外国の法と政治・行政に関する知識を得る機会を提供し、国際化の進展に伴う社会構造の変容が顕著な現代社会に対応する力を身につけ、調和ある社会の形成と社会正義の実現に取り組む有為な人材を育成することを教育目標として定めます。

### ディプロマ・ポリシー

#### (学位授与の方針)

本学部のカリキュラムにおいて、所定の卒業要件単位を修得した者は、次に掲げる能力や資質を身につけていると判断し、学位が授与されます。

1. 幅広い教養と外国語能力を身につけ、国際的感覚を培っている
2. 社会に対する深い洞察力を持ち、紛争の予防又は解決の手段としての法制度の設計とその運用の基礎的能力を身につけている
3. 調和ある社会の形成と社会正義の実現に積極的に取り組むことができる
4. 社会の動きに絶えず関心を持って鋭敏な問題意識を醸成する能力を身につけている
5. 法の原理や政治の基本的仕組みについて理解し、法的なものの考え方を身につけている
6. 特定の社会領域や先端的な領域における法や政治・行政の機能と運用について理解している
7. 日本の法と政治を外国のそれらと比較して認識する能力を身につけている
8. 問題発見能力や法的解決能力、さらに説得力やコミュニケーション能力を身につけている

### カリキュラム・ポリシー

#### (教育課程編成・実施の方針)

本学部では、社会に対する深い洞察力を持ち、紛争の予防又は解決の手段としての法制度の設計とその運用の基礎的能力を備え、調和ある社会の形成と社会正義の実現に積極的に取り組む人材を育成するため、以下に示した方針で教育課程を編成しています。

1. 全学共通の教養教育及び外国語教育と法学部の導入教育等を有機的に関連させることにより、幅広い教養と国際的感覚を培うとともに必要かつ十分な基礎学力を身につけることができるように編成している。
2. 入門科目から応用展開科目まで、法的・政治的知識や法的・政治的なものの考え方を順を追って体系的に身につけることができるように4年間のカリキュラムを編成し、実施している。
3. 社会的ニーズや将来の進路を考えながら学ぶことができるように法律学科ではコース制を設け、自治行政学科では履修モデルを設定している。
4. 諸外国の法と政治についての知識や理解を深めるために、法学・政治学英語科目や諸外国の法と政治に関する科目を配置

している。

5. 教育課程の実施にあたっては、双方向型授業の充実を図り、また初年次の「F Y S（ファースト・イヤー・セミナー）」及び「基礎演習」から2年次以降4年次にいたるまでゼミナールを豊富に配置することによって少人数教育を徹底し、学生が自ら調べ、発表し、議論することを通して、問題発見能力・法的解決能力・説得力やコミュニケーション能力を培っている。
6. 単位制度の実質化を図るため、成績評価を厳格化するとともに成績評価の方法及び基準を明確化している。